Ⅶ　参　考　事　項

1　税務機構等に関すること

(1) 税務職員の配置状況

(2) 税務事務分掌

(3) 税務職員数年度別比較

(4) 税務経験年数

(5) 税務職員年齢別

2　市税徴収に要する経費

3　税率の変遷

4　市民税（個人）所得控除額等の推移

5　令和6年度県下40市の市税決算状況



1　税務機構等に関すること

(1)　税務職員の配置状況　　（令和8年4月1日現在）

課名	係名	計	理事	次長	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	主事補	参与
税制課		1		1										
	庶務係	5							1	2	1	1		
	税制調査係	6					1			1	3	1		
	小計	12	0	1	0	0	1	0	1	3	4	2	0	0
特別債権回収課		1		1										
	公債権係	7					1			1	1	4		
	小計	8	0	1	0	0	1	0	0	1	1	4	0	0
納税課		2	1			1								
	納税対策係	10							1	1	4	2	2	
	納税第1係	10					1			1	4	2	2	
	納税第2係	10					1			1	2	4	2	
	納税第3係	12					1			2	8		1	
	小計	44	1	0	0	1	3	0	1	5	18	8	7	0
市民税課		1		1										
	諸税係	10					1			3	3	3		
	市民税第1係	5					1				4			
	市民税第2係	9							1	2	2	3	1	
	市民税第3係	8					1				2	3	2	
	市民税第4係	9					1	1		1	2	3	1	
	小計	42	0	1	0	0	4	1	1	6	13	12	4	0
固定資産税課		1		1										
	償却資産係	5					1				3		1	
	家屋第1係	6					1			1	2	2		
	家屋第2係	15					1			2	6	3	3	
	土地第1係	7					1			1	1	3	1	
	土地第2係	6					1			1	2		2	
	小計	40	0	1	0	0	5	0	0	5	14	8	7	0
合　　計		146	1	4	0	1	14	1	3	20	50	34	18	0

※税務職員数には部長及び県派遣職員を含まず。以下(3),(4),(5)同じ。

(2)　税務事務分掌

部名	課　名	係　名	事務分掌
財務部	税制課	庶務係	・課の予算経理及び税務担当課の経理に関すること。 ・市税調定及び県民税払込報告に関すること。 ・市税の還付及び充当に関すること。 ・市税の収納の確認に関すること。
		税制調査係	・税務行政の企画調整及び税制の調査研究に関すること。 ・固定資産評価審査委員会に関すること。 ・納税義務者に係る調査に関すること。 ・市税に係る照会に対する回答に関すること。
	特別債権回収課	公債権係	・他の部課から移管を受けた強制徴収公債権の徴収並びに滞納処分（不動産公売含む。）に関すること。 ・市債権の滞納整理に係る企画調整に関すること。
	納税課	納税対策係	・課の予算経理に関すること。 ・市税の統計資料作成に関すること。 ・口座振替事務に関すること。
		納税第1係 納税第2係 納税第3係	・市税（国民健康保険税を除く。）の徴収及び滞納整理に関すること。 ・督促状等による納税催告、納税相談、差押、徴収・換価猶予。
	市民税課	諸税係	・課の予算経理に関すること。 ・法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の企画立案、賦課調定に関すること。
		市民税第1係	・個人市民税に係る賦課事務の企画立案及び調整に関すること。 ・個人市民税の賦課調定に関すること。
		市民税第2係 市民税第3係 市民税第4係	・個人市民税の賦課調定に関すること。
	固定資産税課	償却資産係	・課の予算経理に関すること。 ・償却資産に係る固定資産税の賦課調定、調査及び評価に関すること。
		家屋第1係	・家屋に係る賦課事務の企画立案に関すること。 ・家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。
		家屋第2係	・家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 ・家屋に係る固定資産の調査及び評価に関すること。
		土地第1係	・土地に係る賦課事務の企画立案に関すること。 ・土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 ・土地に係る固定資産の調査及び評価に関すること。
		土地第2係	・土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 ・土地に係る固定資産の調査及び評価に関すること。 ・土地に係る評価事務の基礎調査に関すること。

(3)　税務職員数年度別比較　　（各年4月1日現在）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人	人	人
市職員数	4,744	4,775	4,785	4,824	4,859	4,900
市長部局職員数　（A）	2,518	2,541	2,571	2,580	2,595	2,583
税務職員数　　（B）	146	143	146	143	144	146
(B)／(A)	5.8%	5.6%	5.7%	5.5%	5.5%	5.7%

(4)　税務経験年数　　（令和8年4月1日現在）

課名＼年数	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	20年以上	計	平均年数
	人	人	人	人	人	人	人	人	年
税制課	1	2	2	5	2			12	6.2
特別債権回収課			3	4	1			8	5.3
納税課	10	13	10	6	4		1	44	3.6
市民税課	9	15	7	9	2			42	3.4
固定資産税課	8	12	8	8	1	3		40	4.0
計	28	42	30	32	10	3	1	146	4.0

(5)　税務職員年齢別　　（令和8年4月1日現在）

課名＼年齢	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
	人	人	人	人	人	人	人	人	歳
税制課		1	2	4	1	2	2	12	40.4
特別債権回収課		3	1	1		1	2	8	37.5
納税課	7	3	12	10	2	4	6	44	36.0
市民税課	4	9	11	5	6		7	42	36.0
固定資産税課	7	6	7	7	7		6	40	35.2
計	18	22	33	27	16	7	23	146	36.2

2　市税徴収に要する経費

区分＼年度			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）
			千円	千円	千円	千円	千円
税収入額		1 市税	100,945,458	102,540,591	103,160,614	109,250,928	110,055,253
		2 個人県民税	27,906,628	28,245,924	27,370,528	30,649,619	30,811,769
		3 合計	128,852,086	130,786,515	130,531,142	139,900,547	140,867,022
徴税費	人件費	4 基本給	489,574	496,471	515,732	538,304	595,098
		5 諸手当	335,328	356,988	376,015	398,508	282,396
		6 報酬	55,709	56,565	62,159	90,692	77,336
		7 その他（共済組合負担金等含む）	186,335	184,006	188,500	223,561	250,358
		8 小計	1,066,946	1,094,030	1,142,406	1,251,065	1,205,188
	需用費	9 旅費	405	457	461	283	729
		10 賃金	0	0	0	0	0
		11 その他	632,283	546,497	576,607	627,196	807,261
		12 小計	632,688	546,954	577,068	627,479	807,990
	報奨金及びこれに類する経費	13 前納報奨金	0	0	0	0	0
		14 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0
		15 納税奨励金	0	0	0	180	180
		16 その他	0	0	0	0	0
		17 小計	0	0	0	180	180
		18 その他	313,887	314,850	391,996	377,167	376,400
		19 小計	2,013,521	1,955,834	2,111,470	2,255,891	2,389,758
県民税徴収取扱費		20 納税義務者数を基準にした金額	975,719	983,328	1,004,764	1,029,786	1,018,200
		21 報奨金の額に相当する金額等	65,769	66,312	73,602	75,203	68,561
		22 合計	1,041,488	1,049,640	1,078,366	1,104,989	1,086,761
市税徴収にかかる経費		23　19-22	972,033	906,194	1,033,104	1,150,902	1,302,997
税収額に対する徴税費の割合		24　19/3	1.56%	1.50%	1.62%	1.61%	1.70%
		25　23/1	0.96%	0.88%	1.00%	1.05%	1.18%
徴税職員数		総務関係	11	14	8	9	8
		課税関係	77	82	81	82	81
		徴収関係	63	61	59	56	60
		26 合計	144	157	148	147	149
職員1人当り人件費　8/26			7,409	6,968	7,719	8,511	8,089

（「課税状況等の調」より）

3　税率の変遷

税目＼年度			平成28・29年度	平成30年度
市民税	個人	均等割(円)	3,500	同　　左
		所得割	6%	同　　左
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用又は資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下　50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超　120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下　130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超　150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下　160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超　400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下　410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超　1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超　3,000,000 （平成20年4月1日以後終了事業年度から）	同　　左
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上　12.1% 上記以外　9.7% （平成26年10月1日以後開始事業年度から）	同　　左
固定資産税			1.4%　〔免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産 150万円〕	同　　左
軽自動車税（円）			○原付自転車　○軽自動車 50cc以下　2,000　二輪　3,600 50cc超90cc以下　2,000　三輪　3,100(3,900) 90cc超125cc以下　2,400　四輪以上 ミニカー　3,700　乗用 営業用 5,500(6,900) ○小型特殊　乗用 自家用 7,200(10,800) 農耕作業用　2,400　貨物 営業用 3,000(3,800) その他　5,900　貨物 自家用 4,000(5,000) ○二輪小型自動車　6,000　雪上車　3,600 ※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用	同　　左
市たばこ税			（平成28年4月1日以降）　1,000本につき 5,262円 旧 3級品　(H28.4.1以降)　1,000本につき 2,925円 (H29.4.1以降)　1,000本につき 3,355円	（平成30年10月1日以降）　1,000本につき 5,692円 旧 3級品　(H30.4.1以降)　1,000本につき 4,000円
特別土地保有税			1.4%（保有分）　3%（取得分）　H15.4.1からは新たな課税停止	同　　左
入湯税			鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし	同　　左
事業所税			資産割　事業所床面積１㎡につき600円 従業者割　従業者給与総額の0.25%	同　　左
都市計画税			0.3%	同　　左

令和元年度	令和2年度
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
資本金等の額 1億円以上又は 　法人税額 1千万円以上　　8.4% 　上記以外　　6.0% （令和元年10月1日以後開始事業年度から）	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
（令和元年10月1日以降）　1,000本につき 5,692円 旧 ３級品　　1,000本につき 5,692円	（令和2年10月1日以降）　1,000本につき 6,122円
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左

税率の変遷(続き)

税目＼年度			令和3・4・5年度	令和6年度
市民税	個人	均等割(円)	3,500	3,000
		所得割	6%	同　左
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用又は資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下　50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超　120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下　130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超　150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下　160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超　400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下　410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超　1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超　3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)	同　左
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上　8.4% 上記以外　6.0% (令和元年10月1日以後開始事業年度から)	同　左
固定資産税			1.4%　〔免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産 150万円〕	同　左
軽自動車税（円）			○原付自転車 50cc以下　2,000 50cc超90cc以下　2,000 90cc超125cc以下　2,400 ミニカー　3,700 ○小型特殊 農耕作業用　2,400 その他　5,900 ○二輪小型自動車　6,000 ○軽自動車 二輪　3,600 三輪　3,100(3,900) 四輪以上 乗用 営業用 5,500(6,900) 乗用 自家用 7,200(10,800) 貨物 営業用 3,000(3,800) 貨物 自家用 4,000(5,000) 雪上車　3,600	○原付自転車 50cc以下(特定小型含む)　2,000 50cc超90cc以下　2,000 90cc超125cc以下　2,400 ミニカー　3,700 ○小型特殊 農耕作業用　2,400 その他　5,900 ○二輪小型自動車　6,000 ○軽自動車 二輪　3,600 三輪　3,100（3,900） 四輪以上 乗用 営業用 5,500（6,900） 乗用 自家用 7,200(10,800) 貨物 営業用 3,000（3,800） 貨物 自家用 4,000（5,000） 雪上車 3,600
			※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用	※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用
市たばこ税			(令和3年10月1日以降)　1,000本につき 6,552円	同　左
特別土地保有税			1.4%　(保有分)　3%　(取得分)　H15.4.1からは新たな課税停止	同　左
入湯税			鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし	同　左
事業所税			資産割　事業所床面積 1㎡につき600円 従業者割　従業者給与総額の0.25%	同　左
都市計画税			0.3%	同　左

令和7年度	令和8年度
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左

4　市民税（個人）所得控除額等の推移

区分＼年度			平成24年度	平成25年度
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%（最低控除額 650,000円） (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%＋180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%＋540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%＋1,200,000円 (5) 1,000万円を超える場合 収入金額× 5%＋1,700,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	同　　左
	専従者控除	（青色）	適正な給与の支給額	同　　左
		（白色）	配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同　　左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円=B　　A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同　　左
	医療費		医療費の額－補てん額－｛総所得金額等×5%か10万円のいずれか少ない金額｝ （限度額200万円）	同　　左
	社会保険料		支払った保険料の額	同　　左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同　　左
	生命保険料		一般の生命保険料、個人年金保険料 それぞれについて (1) 15,000円以下：　全額 (2) 15,000円を超え、40,000円以下： 支払保険料×1/2 ＋　7,500円 (3) 40,000円を超え、70,000円以下： 支払保険料×1/4 ＋ 17,500円 (4) 70,000円超：　35,000円	一般生命、個人年金及び介護医療各保険料 (1) 12,000円以下：　全額 (2) 12,000円を超え、32,000円以下： 支払保険料×1/2 ＋　6,000円 (3) 32,000円を超え、56,000円以下： 支払保険料×1/4 ＋ 14,000円 (4) 56,000円超：　28,000円 各合計上限額　70,000円 ※H23.12.31までの契約締結分は従来どおり
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度(H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度)	同　　左
	寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生		一般寡婦･寡夫･勤労学生　260,000円 特別寡婦　300,000円	同　　左
	障害者		普通障害者　260,000円 特別障害者　300,000円 同居特別障害者　530,000円	同　　左
	配偶者		同居特別障害者の配偶者の加算額（23万円）の配偶者控除から障害者控除への振替 330,000円 老人配偶者　380,000円 配偶者特別控除　330,000円(最高)	同　　左
	扶養		16歳未満の年少扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分（12万円）の廃止 同居特別障害者扶養の加算額（23万円）の扶養控除から障害者控除への振替 330,000円 特定扶養親族　450,000円 老人扶養親族　380,000円 同居老親等　450,000円	同　　左
	基礎		330,000円	同　　左
参考	障害者・未成年者・寡婦(夫)ひとり親の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同　　左
	非課税限度額	均等割（法 295条第3項）	350,000円×人数　ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋210,000円	同　　左
		所得割（法附則第3条の3）	350,000円×人数　ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋320,000円	同　　左
	寄附金（税額控除）		適用下限額2,000円	同　　左

平成26・27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%＋180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%＋540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%＋1,200,000円 (5)1,000万円を超え1,500万円以下 収入金額× 5%＋1,700,000円 (6)1,500万円を超える場合 2,450,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	同　左	(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%＋180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%＋540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%＋1,200,000円 (5)1,000万円を超え1,200万円以下 収入金額× 5%＋1,700,000円 (6)1,200万円を超える場合 2,300,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度(H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度)
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左
同　左	ふるさと納税の特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に引上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	同　左

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

区分＼年度			平成30年度	令和元年度
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%＋180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%＋540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%＋1,200,000円 (5)1,000万円を超える場合　2,200,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	同　左
	専従者控除	(青色)	適正な給与の支給額	同　左
		(白色)	配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同　左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－５万円=B　A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同　左
	医療費		○一般分　医療費の額－補てん額 －（総所得金額等×5%　か 10万円 の いずれか少ない金額）（限度額200万円） ○セルフメディケーション分 医薬品購入費－補てん額－12,000円 （限度額88,000円）※一般分と選択適用	同　左
	社会保険料		支払った保険料の額	同　左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同　左
	生命保険料		一般生命、個人年金及び介護医療各保険料 (1) 12,000円以下：全額 (2) 12,000円を超え、32,000円以下： 支払保険料×1/2 ＋　6,000円 (3) 32,000円を超え、56,000円以下： 支払保険料×1/4 ＋ 14,000円 (4) 56,000円超：28,000円 各合計上限額　70,000円 ※H23.12.31までの契約締結分は従来どおり	同　左
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度(H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度)	同　左
	寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生		一般寡婦･寡夫･勤労学生　260,000円 特別寡婦　300,000円	同　左
	障害者		普通障害者　260,000円 特別障害者　300,000円 同居特別障害者　530,000円	同　左
	配偶者		330,000円 老人配偶者　380,000円 配偶者特別控除　330,000円(最高)	330,000円 老人配偶者　380,000円 配偶者特別控除　330,000円(最高) ※配偶者控除・特別控除の控除額は、本人の合計所得金額により3段階で逓減（1,000万円超で喪失） ※配偶者特別控除が最高額となる配偶者の合計所得金額を45万円未満から90万円以下に引上げ
	扶養		330,000円 特定扶養親族　450,000円 老人扶養親族　380,000円 同居老親等　450,000円	同　左
	基礎		330,000円	同　左
参考	障害者・未成年者・寡婦(夫)ひとり親の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同　左
	非課税限度額	均等割（法 295条第3項）	350,000円×人数　ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋210,000円	350,000円×人数　ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋210,000円
		所得割（法附則第3条の3）	350,000円×人数　ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋320,000円	350,000円×人数　ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋320,000円
	寄附金(税額控除)		ふるさと納税の特例控除額の上限が所得割額の１割から２割に引上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	同　左

令和2年度	令和3～7年度	令和8年度
同　　左	(1) 1,625,000円以下　550,000円 (2) 1,625,000円を超え180万円以下 収入金額×40%－100,000円 (3) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%＋80,000円 (4) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%＋440,000円 (5) 660万円を超え850万円以下 収入金額×10%＋1,100,000円 (6) 850万円を超える場合　1,950,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	(1) 190万円以下　650,000円 (2) 190万円を超え360万円以下 収入金額×30%＋80,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%＋440,000円 (4) 660万円を超え850万円以下 収入金額×10%＋1,100,000円 (5) 850万円を超える場合　1,950,000円（上限） (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	寡婦･勤労学生　260,000円 ひとり親　300,000円 ※勤労学生控除は、本人の合計所得金額750,000円以下で適用	寡婦･勤労学生　260,000円 ひとり親　300,000円 ※勤労学生控除は、本人の合計所得金額850,000円以下で適用
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	330,000円 老人配偶者　380,000円 配偶者特別控除　330,000円(最高) ※配偶者控除・特別控除の控除額は、本人の合計所得金額により３段階で逓減（1,000万円超で喪失） ※配偶者特別控除が最高額となる配偶者の合計所得金額を90万円以下から100万円以下に引上げ	330,000円 老人配偶者　380,000円 配偶者特別控除　330,000円(最高) ※配偶者控除・特別控除の控除額は、本人の合計所得金額により３段階で逓減（1,000万円超で喪失） ※配偶者控除の適用となる配偶者の所得の合計金額を48万円以下から58万円以下に引上げ
同　　左	330,000円 特定扶養親族　450,000円 老人扶養親族　380,000円 同居老親等　450,000円 ※扶養親族の合計所得金額480,000円以下で適用	330,000円 特定扶養親族　450,000円 老人扶養親族　380,000円 同居老親等　450,000円 特定親族特別控除　450,000円（最高） ※扶養親族の合計所得金額580,000円以下で適用
同　　左	430,000円 ※本人の合計所得金額により3段階で逓減（2,500万円超で喪失）	同　　左
同　　左	合計所得金額135万円以下	同　　左
同　　左	350,000円×人数+100,000円　ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋210,000円+100,000円	同　　左
同　　左	350,000円×人数+100,000円　ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数＋320,000円+100,000円	同　　左
ふるさと納税の指定制度の創設 ※R1.6.1以後の寄附金	同　　左	同　　左

5　令和6年度県下40市の市税決算状況　　（市町村決算カードより）

区分 / 市名		人口（推計人口）07.01.01（A）　人	面積 Km²	普通会計 歳入決算額 千円	歳出決算額 千円	歳入歳出差引額 千円
1	さいたま市	1,350,500	217.43	726,012,093	716,726,634	9,285,459
2	川越市	352,805	109.13	137,048,330	130,407,165	6,641,165
3	熊谷市	190,927	159.82	87,045,474	81,538,623	5,506,851
4	川口市	607,447	61.95	259,868,457	247,904,195	11,964,262
5	行田市	77,854	67.49	32,641,726	30,515,489	2,126,237
6	秩父市	57,212	577.83	34,634,257	32,024,276	2,609,981
7	所沢市	342,520	72.11	138,610,169	130,386,256	8,223,913
8	飯能市	77,963	193.05	35,060,529	33,080,444	1,980,085
9	加須市	112,018	133.30	49,845,105	46,532,206	3,312,899
10	本庄市	76,783	89.69	35,767,730	33,173,334	2,594,396
11	東松山市	91,256	65.35	38,586,320	36,815,904	1,770,416
12	春日部市	229,656	66.00	94,441,705	90,592,365	3,849,340
13	狭山市	148,221	48.99	60,299,673	57,397,914	2,901,759
14	羽生市	53,696	58.64	24,951,678	22,513,887	2,437,791
15	鴻巣市	117,564	67.44	45,484,970	42,798,629	2,686,341
16	深谷市	140,809	138.37	67,133,884	62,474,678	4,659,206
17	上尾市	230,066	45.51	83,767,323	80,024,321	3,743,002
18	草加市	251,992	27.46	96,931,504	91,747,417	5,184,087
19	越谷市	342,327	60.24	140,892,901	132,297,605	8,595,296
20	蕨市	76,342	5.11	33,161,723	30,786,390	2,375,333
21	戸田市	142,070	18.19	70,314,508	65,361,898	4,952,610
22	入間市	143,412	44.69	52,943,413	51,328,756	1,614,657
23	朝霞市	145,938	18.34	57,353,427	55,478,110	1,875,317
24	志木市	76,153	9.05	30,172,697	28,235,867	1,936,830
25	和光市	84,890	11.04	36,957,181	33,939,925	3,017,256
26	新座市	166,412	22.78	67,697,554	64,980,115	2,717,439
27	桶川市	74,172	25.35	30,572,833	29,685,591	887,242
28	久喜市	150,976	82.41	64,766,234	61,448,408	3,317,826
29	北本市	65,274	19.82	27,990,776	26,595,442	1,395,334
30	八潮市	93,655	18.02	42,775,270	39,307,484	3,467,786
31	富士見市	113,404	19.77	43,814,684	42,521,351	1,293,333
32	三郷市	142,152	30.13	66,711,446	61,340,648	5,370,798
33	蓮田市	61,111	27.28	26,381,031	24,613,281	1,767,750
34	坂戸市	99,632	41.02	39,016,308	36,861,552	2,154,756
35	幸手市	48,801	33.93	20,536,073	19,273,610	1,262,463
36	鶴ケ島市	69,836	17.65	28,204,389	26,900,157	1,304,232
37	日高市	54,192	47.48	25,231,849	23,396,290	1,835,559
38	吉川市	72,396	31.66	30,019,633	28,755,741	1,263,892
39	ふじみ野市	114,559	14.64	49,813,302	47,123,098	2,690,204
40	白岡市	52,404	24.92	21,200,828	20,061,875	1,138,953
市　計		6,899,397	2,823.08	3,054,658,987	2,916,946,931	137,712,056

基準財政需要額 千円	基準財政収入額 千円	財政力指数 R4～R6	普通地方交付税 千円	市税決算額 （B）　千円	市民一人当り 市税負担額 （B）／（A）　円
273,560,244	257,168,456	0.95	16,635,119	291,478,524	215,830
55,773,235	51,508,676	0.94	4,391,269	59,303,978	168,093
34,926,777	27,995,664	0.82	6,933,356	30,449,355	159,482
94,412,225	87,360,043	0.94	7,052,182	103,160,614	169,827
15,483,934	9,997,722	0.66	5,478,433	10,346,229	132,893
14,976,889	8,399,160	0.56	6,571,124	8,770,594	153,300
52,144,607	48,218,398	0.94	3,917,780	55,491,986	162,011
16,344,047	11,353,535	0.70	4,997,171	12,690,165	162,772
22,601,773	16,355,685	0.73	6,248,005	17,045,472	152,167
15,655,019	11,049,077	0.72	4,605,942	11,903,798	155,032
16,704,321	12,982,717	0.79	3,715,160	13,790,189	151,115
40,427,330	27,770,288	0.71	12,657,041	29,330,281	127,714
24,972,681	20,368,581	0.84	4,628,433	22,062,632	148,850
10,388,485	7,839,625	0.76	2,548,860	8,479,430	157,915
22,591,372	14,317,284	0.65	8,273,218	15,156,647	128,923
27,721,204	19,280,151	0.71	8,478,549	19,639,456	139,476
35,449,728	29,542,321	0.85	5,907,406	32,616,477	141,770
39,238,972	34,769,132	0.89	4,469,839	39,509,664	156,789
55,204,775	46,565,973	0.86	8,638,802	51,068,463	149,180
13,305,176	10,462,632	0.81	2,994,067	12,439,525	162,945
21,056,982	25,642,909	1.22	0	30,886,111	217,401
23,067,193	19,588,661	0.86	3,478,532	21,161,201	147,555
22,252,790	21,977,917	0.98	260,659	24,946,724	170,941
13,209,014	10,184,905	0.79	3,024,109	11,514,409	151,201
13,014,561	14,198,320	1.08	0	17,177,530	202,350
26,776,570	22,804,355	0.87	3,980,094	25,715,522	154,529
13,638,472	9,627,076	0.73	4,011,396	10,628,334	143,293
27,557,803	21,559,301	0.80	5,998,502	23,563,985	156,078
11,675,683	8,315,501	0.72	3,360,182	8,942,072	136,993
15,330,040	15,857,772	1.03	0	18,497,705	197,509
18,985,229	14,681,534	0.78	4,306,189	16,449,438	145,052
23,488,783	21,104,052	0.90	2,362,290	23,247,362	163,539
11,696,633	8,140,109	0.71	3,556,524	8,536,718	139,692
16,995,026	13,061,744	0.78	3,936,362	14,268,878	143,216
9,575,360	6,338,004	0.67	3,232,118	6,744,685	138,208
12,032,740	9,347,099	0.79	2,685,641	10,301,403	147,508
10,079,593	7,883,580	0.80	2,271,945	8,373,362	154,513
12,565,444	9,583,582	0.78	2,981,906	10,198,419	140,870
20,675,829	15,443,943	0.76	5,139,307	17,517,901	152,916
9,474,271	7,014,673	0.76	2,459,598	7,333,403	139,940
1,215,030,810	1,035,660,157	0.82	186,187,110	1,160,738,641	168,238

区分 / 市名		市民税 千円	個人 千円	法人 千円	固定資産税 千円
1	さいたま市	160,529,359	139,945,505	20,583,854	95,249,468
2	川越市	26,160,188	22,050,900	4,109,288	24,004,981
3	熊谷市	13,579,803	10,951,470	2,628,333	13,051,173
4	川口市	46,316,823	41,455,512	4,861,311	40,513,923
5	行田市	4,493,566	3,908,583	584,983	4,385,416
6	秩父市	3,083,173	2,587,796	495,377	4,663,951
7	所沢市	26,198,635	23,239,690	2,958,945	21,661,946
8	飯能市	5,132,950	4,309,725	823,225	5,945,054
9	加須市	6,620,848	5,556,365	1,064,483	8,640,064
10	本庄市	4,818,064	4,057,011	761,053	5,414,451
11	東松山市	5,895,857	4,834,941	1,060,916	6,254,400
12	春日部市	14,048,290	12,322,893	1,725,397	11,816,220
13	狭山市	9,521,373	8,160,459	1,360,914	10,063,781
14	羽生市	3,354,044	2,608,606	745,438	4,141,970
15	鴻巣市	7,287,184	6,436,122	851,062	6,228,469
16	深谷市	8,534,308	7,178,393	1,355,915	8,987,090
17	上尾市	15,503,405	13,875,825	1,627,580	12,898,998
18	草加市	18,897,612	16,269,364	2,628,248	15,456,758
19	越谷市	25,128,656	21,874,158	3,254,498	19,581,764
20	蕨市	5,894,212	5,201,381	692,831	4,738,552
21	戸田市	13,878,830	10,943,596	2,935,234	13,779,934
22	入間市	9,119,152	8,002,949	1,116,203	9,377,331
23	朝霞市	12,624,659	11,759,713	864,946	9,847,147
24	志木市	5,878,260	5,428,154	450,106	4,441,333
25	和光市	7,906,880	7,329,079	577,801	7,147,156
26	新座市	11,920,745	10,477,811	1,442,934	10,908,842
27	桶川市	4,778,797	4,297,957	480,840	4,437,051
28	久喜市	10,040,304	8,407,308	1,632,996	11,037,015
29	北本市	4,142,912	3,678,789	464,123	3,817,502
30	八潮市	7,546,402	6,335,026	1,211,376	8,472,526
31	富士見市	7,985,021	7,384,684	600,337	6,257,681
32	三郷市	10,137,401	8,851,676	1,285,725	10,550,036
33	蓮田市	4,180,470	3,655,109	525,361	3,600,215
34	坂戸市	6,332,803	5,429,775	903,028	6,333,736
35	幸手市	2,810,992	2,398,608	412,384	3,073,606
36	鶴ケ島市	4,675,632	4,091,590	584,042	4,385,358
37	日高市	3,246,222	2,745,385	500,837	4,214,632
38	吉川市	4,813,932	4,390,559	423,373	4,210,706
39	ふじみ野市	8,190,503	7,332,626	857,877	7,232,295
40	白岡市	3,580,611	3,186,853	393,758	3,186,604
市　　計		554,788,878	482,951,946	71,836,932	460,009,135

軽自動車税 千円	市たばこ税 千円	鉱産税 千円	特別土地保有税 千円	入湯税 千円	事業所税 千円	都市計画税 千円
1,848,472	8,319,470	0	0	4,266	4,926,301	20,601,188
784,704	2,247,669	0	0	632	1,731,388	4,374,416
629,927	1,356,227	0	0	1,944	0	1,830,281
808,760	4,576,712	0	0	0	1,419,487	9,524,909
283,303	571,756	0	0	3,208	0	608,980
272,300	397,911	4,240	0	29,491	0	319,528
607,139	2,069,328	0	0	0	830,449	4,124,489
256,352	478,376	1,013	0	1,799	0	874,621
415,739	819,170	0	0	0	0	549,651
297,151	637,637	0	0	552	0	735,943
296,731	687,680	0	0	0	0	655,521
500,926	1,557,941	0	0	1,266	0	1,405,638
370,323	1,037,916	0	0	0	0	1,069,239
194,488	415,085	0	0	13,469	0	360,374
312,568	584,954	0	0	0	0	743,472
523,258	1,041,421	0	0	4,905	0	548,474
450,566	1,339,172	0	0	0	0	2,424,336
343,202	1,969,327	0	0	0	0	2,842,765
560,068	2,452,464	0	0	0	0	2,521,483
61,100	600,554	0	0	0	0	1,145,107
148,450	1,123,962	0	0	0	0	1,954,935
376,996	922,307	2	0	0	0	1,365,413
176,937	874,564	0	0	0	0	1,423,417
100,321	339,775	0	0	0	0	754,720
81,735	527,578	0	0	0	0	1,514,181
245,892	1,098,365	0	0	0	0	1,541,678
190,502	443,668	0	0	0	0	778,316
401,853	1,049,415	0	0	723	0	1,034,675
165,259	401,345	0	0	2,786	0	412,268
169,257	888,356	0	0	0	0	1,421,164
171,976	900,993	0	0	0	0	1,133,767
256,282	1,321,854	0	0	0	0	981,789
150,551	416,640	0	0	0	0	188,842
271,892	599,204	0	0	0	0	731,243
149,072	362,375	0	0	0	0	348,640
170,672	505,655	0	0	0	0	564,086
191,978	386,169	0	0	0	0	334,361
155,591	516,397	0	0	0	0	501,793
184,356	618,520	0	0	0	0	1,292,227
127,085	261,099	0	0	0	0	178,004
13,703,734	46,719,011	5,255	0	65,041	8,907,625	75,715,934

市　税　概　要　（令和8年度版）

発行　　川　口　市　役　所

編集　　理 財 部　税 制 課

印刷　　総 務 部　行 政 管 理 課

〒332-8601 川口市青木２－１－１

電 話　048（258）1110　（代表）

令 和 8 年 10 月 発 行